（記録）

第四十四条　法第五十一条の十五の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［略］	［略］	［略］
二　第一種廃棄物埋設施設の施設管理（第五十五条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第五十五条第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した第一種廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあっては、第七項に定める期間）
ハ　第五十五条第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した第一種廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
［三・四　略］	［略］	［略］
［削る。］	［削る。］	［削る。］

（記録）

第四十四条　法第五十一条の十五の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［同上］	［同上］	［同上］
二　特定第一種廃棄物埋設施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ハ　第五十七条の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
［三・四　同上］	［同上］	［同上］
五　保守記録		
イ　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視及び点検の都度	一年間
ロ　第一種廃棄物埋設施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間（廃棄物埋設地に係る場合にあっては、第七項に定める期間）